

只木ゼミ夏合宿第4問検察反対尋問レジュメ

文責:4班

I. 反対尋問

- 5 1. 弁護レジュメ1頁13行目に「実行行為の観念を不当に拡張する」とあるが、なぜ不当といえるのか。
2. 弁護側は不作為が結果発生を容易にしたと同視できる場合に幫助犯の成立を認めるが、仮に不作為が結果発生危険性を惹起した(作為犯)と同視できる場合にも共同正犯ではなく幫助犯が成立すると考えるのか。
- 10 3. 弁護側は、ア説と65条1項(共犯と不真正身分犯)の整合性をどのように考えるか。

以上